

## 三田市市政への市民参加条例の概要

### 1 目的（第 1 条）

まちづくりの原則やルールを定めるまちづくり基本条例に規定する市政への市民参加について、その手続や必要事項を定め、市民主体のまちづくりを推進することを目的としています。

### 2 基本原則（第 3 条）

市政への市民参加の基本原則として次の 2 点を規定しています。

- ① 市政への市民参加が市民の多様な意見等が市政に活かされることを期して行われること。
- ② 市政への市民参加が施策等の内容に応じて、適切な時期及び方法により行われること。

### 3 市長等及び市民の責務（第 4 条、第 5 条）

市長及び市民の責務について次のとおり規定しています。

#### (1) 市長等の責務

- ア 市政への市民参加の機会を積極的に設けるよう努めること。
- イ 市民に対して市政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく公開することにより、市政への関心を高めるよう努めること。
- ウ 市政への市民参加を経た施策等について、市政への市民参加による意見や提案に対する考え方を説明するよう努めること。

#### (2) 市民の責務

特定の個人や団体の利益ではなく、市全体の利益を考慮するとともに、市民相互の自由な発言を尊重するよう努めること。

### 4 具体的な市民参加の手法等（第 7 条～第 21 条）

この条例における市民参加の手法として、(1)市長等から市民に対して意見を聴く手続と(2)市民から市長等に対してまちづくりについて提案をする手続を定めています。

#### (1) 市長等から市民に対して意見を聴く手続（第 7 条～第 20 条）

下表の左に掲げる事項（「対象事項」といいます。）について策定等しようとするときは、下記の右に掲げる 7 つの手続中から適切なものを選択し、適切なタイミングで 2 つ以上（条例の場合は 1 以上）実施することとしています。

対象事項	市民意見を聴く手続
(1) 市の憲章、宣言等	ア 附属機関により市民意見を聴く手続
(2) 市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画等	イ パブリックコメント手続
(3) 市政における基本的な事項を定める条例	ウ 意向調査手続
(4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例	エ ワークショップ手続
(5) 上記に掲げるもののほか、市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める制度、事業等	オ 公聴会手続
	カ 意見交換会手続
	キ その他の手続

ただし、対象事項が①市税の賦課徴収に関するものその他金銭の徴収に関するもの②市長等の裁量の余地がないもの③市長等の機関内部の事務処理に関するもの④

関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易なもの⑤緊急に行わなければならないものに該当するときは、これらの手続を実施しないことができることとしています。

## (2) 市民から市長等に対してまちづくりの提案をする手続（第21条）

10人以上の満20歳以上の在住者が市長等に対して、具体的なまちづくりに関する政策を提案することができることとしています。

## 5 市政への市民参加の推進（第22条～第24条）

市政への市民参加を推進するための取り組みについて定めています。

### (1) 市政参加市民名簿（【参考】参照）

市長等が、「市民の意見を聴く手続」に参加することを呼びかけること等ができる方が登載された名簿を作成することについて規定しています（第22条）。

### (2) 運用状況の公表

市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、公表することとしています（第23条）。

#### <予定している公表事項>

- 1 市民意見を聴く手続の状況
  - ・対象事項に該当した計画等と市民意見を聴く手続の内容及び結果
  - ・その他に実施した市民意見を聴く手続の内容等
- 2 まちづくり提案の状況（件数、概要、取扱状況等）

### (3) 条例の見直し

市長は、運用状況や第三者機関の意見等に基づいて、継続的に市民参加制度を検証し、必要に応じて見直しをすることを規定しています（第24条）。

## 6 条例策定までの経緯等

平成24年7月	三田市まちづくり基本条例施行
平成25年7月～平成26年3月 (4月 答申)	三田市まちづくり基本条例市政への市民参加検討委員会による市政への市民参加制度についての調査審議
平成26年4月～8月	市議会特別委員会との意見交換等
平成26年7月	市民意見募集（パブリックコメント手続）
平成27年1月	条例施行

## 【参考】市政参加市民名簿への登録状況について

### 1 申請人数 227名

市政参加市民名簿への登録は、市民意識調査（対象者 3,000 名）をお願いするのにあわせて、お声かけさせていただきました。その結果、227名の方に申請をいただきました。対象となった方の約7.6%の方に登録の申請をいただいたこととなります。

### 2 男女別 男性 125名（約55%） 女性 102名（約45%）

申請をいただいた方の男女別をみると、上記のとおり、男性が若干多くなっています。

### 3 年齢別 20代 17名（約7%） 30代 21名（約9%） 40代 35名（約16%） 50代 42名（約19%） 60代 69名（約30%） 70代～43名（約19%）

申請をいただいた方の年齢をみると、60代以上の方が約半数を占めています。20代、30代の方もあわせて約16%いらっしゃいます。

### 4 登録分野（複数回答）

	項目	合計		男性		女性	
1	地域、人権	58	25.6%	35	28.0%	23	22.5%
2	安全安心	84	37.0%	53	42.4%	31	30.4%
3	健康、医療、高齢者	123	54.2%	62	49.6%	61	59.8%
4	景観、公園、緑地	101	44.5%	63	50.4%	38	37.3%
5	環境	83	36.6%	45	36.0%	38	37.3%
6	子育て、教育	82	36.1%	32	25.6%	50	49.0%
7	生涯学習、文化、スポーツ	107	47.1%	57	45.6%	50	49.0%
8	商工、観光、交通、農業	103	45.4%	66	52.8%	37	36.3%
9	行政運営、協働	62	27.3%	48	38.4%	14	13.7%

申請に当たっては、登録を希望する分野についてもお伺いしています。

全体を通じて最も多いのが、「健康、医療、高齢者」であり（54.2%）、「生涯学習、文化、スポーツ」（47.1%）、「商工、観光、交通、農業」（45.4%）が続きます。

男性では、「商工、観光、交通、農業」（52.8%）が最も多く、「景観、公園、緑地」（50.4%）、「健康、医療、高齢者」（49.6%）が続きます。

女性では、「健康、医療、高齢者」（59.8%）が最も多く、「子育て、教育」、「生涯学習、文化、スポーツ」（ともに49.0%）が続きます。